

【令和6年度鎌倉市男女共同参画推進委員会会議録】

1 日 時：令和6年（2024年）9月30日（月）

午後14時30分から午後16時まで

2 場 所：鎌倉市役所本庁舎402会議室

3 出席者：【委員】佐藤委員長、鈴木副委員長、菊池委員、高橋委員

【事務局】共生共創部能條部長（途中退席）、地域共生課矢作課長、新井課長補佐、大隅職員

※ 傍聴者 1名

4 議題

- (1) 令和5年度鎌倉市男女共同参画年次報告について
- (2) 審議会等女性委員登用状況調査結果について
- (3) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく市町村計画の策定について
- (4) その他

5 配付資料

- (1) 【資料1】令和5年度鎌倉市男女共同参画年次報告書
- (2) 【資料2】審議会等女性委員登用状況調査結果
- (3) 【資料3】困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく市町村計画策定について

6 会議の概要

共生共創部長挨拶、出席委員の確認、傍聴者の確認取扱い、会議録等の取扱いについて事務局から確認した後、委員長議事のもと、議案の審議に入った。

7 議事

議題1、2

委員長：議題1「令和5年度鎌倉市男女共同参画年次報告について」事務局から説明をお願いします。

事務局：資料1 令和5年度鎌倉市男女共同参画年次報告を御覧ください。本報告書は、鎌倉市男女共同参画推進条例第9条に基づき、令和5年度中に実施した男女共同参画の推進に係る施策の状況について取りまとめたもので、「かまくらジェンダー平等プラン（鎌倉市男女共同参画計画（第3次））」に基づき策定した「前期実施計画」に定めた取組内容について、令和5年度の取組状況やその評価について、目標に沿って整理したものです。

2 かまくらジェンダー平等プランの概要について、簡単に説明いたします。

鎌倉市では、平成5年に「かまくら女性プラン」を策定し、平成13年にそれを継承した「かまくら21男女共同参画プラン」を策定、平成24年に第2次プランを策定しました。

令和4年3月には、これまでの男女共同参画の考え方を踏襲しつつ、社会的・文化的に形成された性別である「ジェンダー」における公平性を求め、性別による役割やその相互関係の平等を目指して、また多様な性を認め合い、全ての人が安心して自分らしく暮らすことのできる社会を目指し、「かまくらジェンダープラン」を策定いたしました。計画年度は令和4年度から令和13年度となります。

プランの具体的な取組については推進計画である「かまくらジェンダー平等プラン前期推進計画」に記載されており、今回の配布した年次報告につきましては前期推進計画に基づく取組の評価結果となります。

評価結果の主なものを説明いたします。

4ページからは、各施策に基づく取組内容に対する令和5年度の各課の取組状況について、事業評価と今後の課題をまとめています。

表の左から、目標に対する各方針に紐づく施策、前期推進計画に基づく取組内容、担当課、令和5年度の取組状況、評価（A 十分実施できた、B おおむね実施できたが不十分な点が少しある、C 実施したが不十分な点が多く、まだ努力を要する、D 実施方法を含め改善が必要である、又はほとんど実施できなかった）、事業評価の理由と今後の課題を記載しています。

主な取組について説明します。

まず、4ページから6ページにかけて、「目標Ⅰ ジェンダー平等社会実現への理解促進」についてです。

6ページ方針2 多様な性の尊重について、パートナーシップ宣誓制度の実施についてですが、取組状況は記載のとおりですが、今後の課題の点で、市外へ移動した制度利用者が改めて手続きをすることなく引き続き制度利用が可能となるよう他市町村と協力し制度の充実を図る、とあります。昨年の説明の中で、神奈川県では全市町村においてパートナーシップ宣誓制度を実施していることから、県がとりまとめ広域的に連携ができる取組を準備している旨ご報告させていただきましたが、まだ取りまとめ中であり、県下連携の手続きに関して今年度改めて情報共有されることになっています。

また、横須賀市では令和6年1月から、パートナーシップ制度を子や親に拡張したファミリーシップ制度が開始されたところであり、本市においても研究を進めていきます。

次に、7ページから9ページにかけて「目標Ⅱ 意思決定の場でのジェンダー平等の推進」についてです。

9ページを御覧ください。（1）政策・方針決定過程への女性の参画ですが、こちらの内容は、議題2 審議会等女性委員登用状況調査結果と内容がリンクしていますので、一括して説明いたします。資料2 審議会等女性委員登用状況調査結果 を御覧ください。

鎌倉市における審議会等への女性委員の登用推進要綱第3条では、審議会等においては、「男女いずれか一方の数が総数の10分の4未満としないこと」を目標値として定めています。

令和6年4月1日現在、これを満たした審議会は65のうち45で、目標達成率は69.2%、また、女性委員は、委員数669人に対し281人、女性登用率は42.0%と前年度からそれぞれ1.1ポイントと1.0ポイントの増加となっています。

この背景には、令和4年7月に「鎌倉市における審議会等への女性委員の登用推進要綱」を改正し、各部の目標達成率を把握するなど、推進体制をより強化したことによるものです。また、市長マニフェストにも「令和6年度までに全ての審議会において男女いずれか一方の数が総数の10分の4未満としないようにする」と掲げ、全庁各課で取り組んだ結果、改善したものであります。

では、資料1 令和5年度鎌倉市男女共同参画年次報告 に戻ります。

10ページから16ページにかけて、「目標Ⅲ 安全・安心に暮らせる社会の実現」を御覧ください。

11ページ(4)「子育てのための環境づくり」の最も下の枠、子育て支援センターの運営について補足です。新型コロナウイルス感染症の状況の落ち着きとともに各種講座等の実施制限を緩和しながら運営を行い、令和5年度利用人数40,743人となっておりますが、令和4年度利用人数の26,761人から約14,000人、約150%増加しており、コロナ前の水準と比較しても最大となっています。

また、前期実施計画策定時に取組内容に記載がなかったため、記載項目にありませんが、子ども家庭相談窓口「きらきら」を第6分庁舎に設置し、令和5年度は900人を超える方の相談対応を行っております。また、「腰越地域の子育て支援センター」の開設準備を進め、令和6年7月には腰越地域に子育て支援センターを設け、子育てに関する相談環境を整備しているところです。

続いて12ページ上から2段目、「民生委員児童委員が、市民の立場で育児相談を受けます」の項目については、令和5年度民生委員児童委員協議会子どもに関する相談573件となっており、令和4年度の361件から大幅に増加していること、また、

14ページ(6)包括的支援体制の推進の下部、「既存事業による必要な支援が届いていない人に、社会参加に向けた支援を含め、必要な支援を届けるための体制を整備します」の項目について、継続相談対応案件数148件となり、令和4年度の継続相談対応案件数97件から大幅に増加していることから、評価をCからBに変更しています。

15ページ、方針2 心とからだの健康づくり(1)生涯を通じた健康のための支援について、「スポーツに関する指導員の資格等を持つ人が、市内の団体等に実技指導等を行う『鎌倉市生涯スポーツリーダー制度』を実施します。」の項目については、地域で活動する高齢者スポーツサークル等への講師紹介や派遣の実績はなく、生涯スポーツリーダー制度のあり方について、検討が必要であるとのことでCからD評価となっています。

次に、18ページから21ページにかけて目標Ⅳ「ワーク・ライフ・バランスのた

めの環境づくり」についてです。

18 ページ、方針 1 ワーク・ライフ・バランスの推進（1）性別の違いによらない役割分担の促進のうち、「家事・育児・介護に関する講座を開催します」の項目について、令和 4 年 10 月から指定管理者により運営された際に市が講座への十分な要望を上げておらず、開催されなかったことから C から D に評価変更となっています。

また、方針 2 働く場でのジェンダー平等の基盤づくり（1）雇用機会・労働条件におけるジェンダー平等の実現のうち、一番下「どのような世帯形態であっても公平・中立であるよう制度の見直しを、国や関係機関に働きかけます」の項目については、税制度や社会保障制度の問題点について、国の施策及び予算に関する提言内容の確認にとどまり、実際の働きかけは見送ったため、A から C に評価変更となっています。

次に、評価変更ではありませんが、20 ページ、方針 3 職場・就業環境の整備（1）妊娠・出産・育児・介護等への適切な配慮について、「男性職員の育児休暇取得率向上のため、子育てと仕事の両立支援策の周知等を行います」の項目について、男性の育児休業取得について令和 4 年度の 37.2%から令和 5 年度 75.0%に上昇しています。

次に、22 ページ、目標 V「配偶者等に対する暴力の根絶」についてです。

22 ページ中段の女性相談について、令和 4 年度の相談件数は 376 件、令和 5 年度の相談件数は 603 件となっています。増加理由は、伴走相談を意識したことや、女子トイレに生理用品の設置と同時に案内を同封したことより相談が増加したことなどによります。

議題 1、2 つきまして説明は以上です。

委員長：ただいまの事務局の御説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

委員：5 ページ一番下「市の情報発信において、ジェンダー平等に配慮した表現を用います」の項目について、具体的にどんなことをしていますか。

事務局：各課が刊行物を発出する際、地域共生課にジェンダー平等の視点に対して適切かどうか問い合わせがあり、それに対して回答しています。

委員：具体的にどういう質問がありましたか。

事務局：政策創造課でアンケート調査票を発送する際に、子供がいるという前提での質問があり、子供がいない方や子育てに難しさを感じている方もいるため表現を変えたということがありました。

委員：6 ページ、鎌倉市のパートナーシップ制度の実施で、同性カップルの住民票の続柄表記について、大村市から始まり、東京でも世田谷区などで取り組んでいると思うが、鎌倉市はどんなかたちで取り組んでいますか。

事務局：総務省の方から混乱をきたすのではないかとという注意喚起の通知が出ており、鎌倉市では総務省の通知に基づいて表記については見合わせている状況です。近隣では横須賀市ではすでに取り組んでおり、逗子葉山は 9 月から実施する予定です。鎌倉市では市民課とも協議し、現時点では対応しないとしている状況です。

委員：総務省から新しい通知が出たということですか。

事務局：大村市からの質問に対して出されている通知のことです。

委員：回答ということですか。そのあたりについて確認してもらいたい。混乱を生ずるからという認識ではなかったかと思う。だからこ他の自治体は進んでいる話で、そこは自治体ごとで考えてくださいという通知をどう解釈するかという話だと思うので。全国的な動きとしてどうなのか確認していただきたいです。

あともう 6 ページの「小・中学校にみんなのトイレを設置します」について、昨年の C から D と評価が下がっている。間口とか床面積を確保することと記載があるが、今後どう検討するのか、予算がどのくらいならできるのか、年次計画などはないのか等記載が必要だと思います。予算がないという記載だけではいつまでもこのままになってしまうので、年次計画的なものが必要なのではないかと思います。

事務局：学校の施設としての計画はあると思うので、確認し、委員会からこういった意見をいただいているということもお話しします。

委員：12 ページの子育てに対する相談体制の 2 段目「民生委員児童委員が、市民の立場で育児相談を受けます」について、相談件数が増加したとのことだが、その結果どこかにつなげていくことが大切だと思う。評価に当たってはそのあたりのデータが必要になると思う。件数が上がれば良いという話ではなく、内訳の検証が必要と考える。その次の段の出張相談について、保育園、幼稚園 49 園というのはどういう意味でしょうか。出張相談で 17 回行き、5 歳児すこやか相談の場所が保育園とか幼稚園という意味でしょうか。

事務局：すこやか相談を述べ 49 園実施したかと思うのですが、整理します。

委員：コメントのところは専門性を持った人材の確保とか体制っていう話なので、それがどう足りないのか、どう充実しているのかがコメントであるといいのかなと思いました。どこをより B から A にあげるのに取り組もうとしているのかなというのが書かれるといいのかなと思いました。

次に 14 ページの「支援につながりにくい人への見守りなど、地域で伴走する体制を構築します」の 2 段目、包括的支援事業の今後の課題について、社会資源の開拓というのが今求められている話になりますが、下から 5 行目「役割分担を明確にしながら」とあり、言葉としてはよく使われますが、どんな役割分担をしようとしているのか、社協が担う役割と、障害者福祉課と高齢者福祉課等で今ある役割分担を区切っていくということでしょうか。

事務局：ここに関しては、地域の中の社会資源を開拓し、居場所や社会参加など地域の場所をつくっていく際に、実効性を担保するために誰がどういう役割をするか整理しながらやっていくという意味かと思います。

委員：具体的に書くのは難しいかもしれませんが、何をどう役割分担し、それによりどううまく回るのかフィードバックされるといいかと思います。

15 ページ（2）性と生殖の健康・権利の尊重のところ子育て世代包括支援センターが法改正の結果、こども家庭センターになり、保健と福祉が一体化したという制度設計だと思いますが、どのように行っているかを伺います。またここで記載している関係課との連携とはどのような関係課を想定しているのか教えてください。

い。全国状況だと、保健と福祉の一体化により教育との関係が薄くなってしまうというのが出てくるので、より教育との連携に力を入れていかないといけないと思います。

事務局：保健と福祉の連携については、これまでこども相談課というのがこども家庭相談課となり、こども相談の部署と保健師が一体になりました。関係課との連携については、鎌倉市は重層的支援体制整備事業を行っており、生活自立支援、障害、高齢者が包括的に連携をした体制を組んでいます。福祉分野を横断した連携となっているが、福祉分野以外にも女性相談や市営住宅の担当部署が必要に応じて連携しながら取り組んでいます。

委員：役割分担においても、どこが主体的にやるのかとか、重層的支援体制でもどこがコーディネートしてやっていくのかとか、ヤングケアラーの問題なら学校からキャッチしたうえで、コーディネーターをどこがやるのか、誰が指揮をとるのかというところを明確にしていく必要があると思います。連携、役割分担という言葉が出てくるなかでどこが司令塔的にやっていくのかという意識をもつと今後のためにも良いと思います。

17 ページ、「方針 4 防災分野等におけるジェンダー平等の推進」2 段目、「災害時における男女共同参画センターとの相互支援体制を形成します」が評価 C となっています。取組状況欄には、他市の事例を確認したとして、取組が不十分であり、今後災害時の体制を関係課と協議し方向を定めるとありますが、さらに具体的な内容が書かれる必要があると思います。能登半島地震でも女性の支援や体制とかが不十分だったという報告書も出ており、それを踏まえ、鎌倉でどういう体制をとるか、それに向けてのシミュレーションをどうするのかというのは大きな課題だと思います。防災会議のメンバーに地域共生課長が入るなどを要望していかなくてはいけないと思います。

方針 3 「職場・就業環境の整備」(1)で妊娠・出産・育児・介護の適切な配慮という項目かと思いますが、法律が改正され、特定妊婦の居場所をつくりましょうとなってきたが、場所が全国的にも不足しています。特定妊婦の伴走支援をやっていくということですが、多くの自治体で結局ラベリングされただけで支援は重ねられないという上乗せされてないという実態があるので、そこについては今回の評価ではないかもしれないが、提言したいと思いました。

「目標 5 配偶者等に対する暴力の根絶」の「方針 2 DV 被害者等への相談体制の整備・充実」(2)男性被害者のための相談体制づくりについて、A 評価だが、県と民間の専門的な相談を紹介したということでの評価なのでしょうか。全国的にも男性相談で市レベルではなかなかなく、県を案内してよしとするのかというのがあるが A 評価でいいのかなというのはあります。

事務局：評価の枠組みが単純なものであり、A 評価だからそれでおしまいではなく、評価の理由の記述になっているかという部分は検討していきます。

男性の DV 相談に関しては、くらしと福祉の相談窓口の方でお話を伺い、そこではひととおりの困りごとや悩みごとを伺い、DV 以外の困りごともある実態はあり、医療的な面や収入面の話が出てきた場合は、それぞれに合わせて DV の部分について

ては県の相談を紹介するという形にはなりますが、それ以外の生活の困りごとについては、庁内の支援ができるところにつないでいく案内をしています。そのためDV 相談だから県にすぐにつながますという対応ではなく、いったん受け止めてからそのつなぎ先を整理しながら進めています。

委員長：講座について、これまでも申し上げてきたかと思いますが、6 ページの「方針 2 多様な性の尊重」（1）多様な性への理解と支援 の一番上で取組内容「差別や偏見なくすための啓発活動や研修を実施します」との記載で、教育センターが人権問題を扱う研修会ではヤングケアラーに関するテーマを喫緊の課題として実施したため、多様な性についての理解を深めるための研修を実施することができなかったというのは、落ち度があるなと思いました。

18 ページ「目標Ⅳ ワーク・ライフ・バランスのための環境づくり」（1）性別の違いによらない役割分担の促進のなかの施策「家事育児介護に関する講座の開催や啓発」で生涯学習課「家事育児介護に関する講座を開催します」とあるが、令和 5 年度は実施がなしとなっており、生涯学習センターは令和 4 年 10 月から指定管理者により認定されているため、今後指摘された内容のことについて要望を挙げていきたいとあるが、とても大事なところであり、講座を実施すること自体はそんなに難しいことではないと思います。小さな規模でも、必ず実施開始していくことが大事だと思います。

委員：講座関係で、小中学校の段階からジェンダーの問題とか性教育の記述がありますが、最近の性教育自体も幼少期からというところで、保育園とか幼稚園でどういう取組をされているかということが記載されているとより良いと思います。

また、先ほど出た指定管理の話と同様に、福祉分野などでも委託業務や指定管理が増えてきたため、委託事業者も職員の研修に参加できるなど広げて考えていただくと、より充実するのではないかなと思いました。また、窓口に出られる会計年度任用職員の方も多くなっていると思うので、そちらも研修も拡大していただけたらより良くなると思います。

また、8 ページ、かまくら男女共同参画市民ネットワーク「アンサンブル 21」について会員の減少とあったが、どのようなことでしょうか。

事務局：高齢化してきたとご報告をいただいていることと、辞められる方も多く、パソコン作業されていた方も高齢化で辞められたこともあり、課題に対して対応できる体制ではないというお話をいただいています。

委員：17 ページ、「ジェンダー平等の視点を取り入れた環境問題の取組を推進します」とありますが、ここにどのようにジェンダー平等の視点を取り入れたのか入っていると良いと思います。

また、教育の分野に関して、要保護児童対策地域協議会や、子ども家庭センターなどと教育委員会と個別のやり取りはあると思うが、一体化するとより良いと思います。

委員：17 ページの下から 2 段目「災害時における男女共同参画センターとの相互支援体制を形成します」の取組内容について、内閣府のネットワークで他市事例を確認したということですが、近隣の逗子などは他市事例に含まれていますか。近隣の連携

は重要であり、逗子市は防災に力を入れているとのことなので、連携していくのは重要であると思います。

22 ページ、上から 3 つ目の女性相談の充実について、専門的知識又は実務経験を有する者を相談員として配置とあり、女性支援の専門知識に対し、どのような方を専門知識のある方と認識して採用されたのでしょうか。

事務局：募集の際に支援の経験をお持ちになる方ということで募集しています。

委員：同じ個所に「必要に応じて関係課と連携し」とあるが、具体的に例えばどういった課と連携されたのでしょうか。

事務局：1 人の女性で複数の課題を持つ方をお持ちの方も多く、経済的な面では生活保護や生活困窮の支援をする課や、精神的な面などでは保健師と連携を取ることもあります。また、お子さんがいらっしゃるということであれば、こども家庭センターなど、様々な、その方に応じた適切な支援を結ぶように女性相談員と一緒に取り組んでいます。

委員：複合的な課題を抱えていらっしゃる方もいると思うので、関係課が多くなると思います。隠れた困り感の背景に障害があったというケースが結構多く、障害福祉課とも連携すると思います。

委員長：議題の 3「困難な問題を抱える女性の支援に関する法律に基づく市町村計画策定について」事務局から御説明をお願いします。

事務局：困難な問題を抱える女性の支援に関する法律に基づく市町村計画策定にも説明をさせていただきます。この資料 3 になります。困難な問題を抱える女性の支援に関する法律に基づく市町村計画策定については努力義務となっています。困難な問題を抱える女性の支援に関する法律は令和 6 年 4 月 1 日から施行されていますが、法と同時に困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針も発出されています。このなかで法律第 8 条の 3「市町村は基本方針に即し、かつ都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性の支援のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない」という努力規定になっています。基本方針の第 3 という項目の中で、(2) 他の計画との関係という項目があります。基本計画は、政策的に関連の深い他の計画（配偶者暴力防止法に規定する市町村基本計画又は男女共同参画社会基本法に規定する市町村男女共同参画計画の内容と併記し、一つの計画として策定することができると記載があります。方針のなかで説明があります政策的に関連の深い市町村計画では、資料 3 で紹介している第 3 次鎌倉市男女共同参画計画（かまくらジェンダー平等プラン）です。計画は令和 4 年から 13 年までの 10 年間ということなので概ね 5 年ごとに推進計画を見直すこととなりますが、状況の変化に応じ柔軟に対応することとなっています。次のページ、「3. 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく市町村計画に盛り込むことが望ましい施策」について、これは国の基本方針で記載があり、これとジェンダー平等プランとの関連については、取組そのものはかなり重複しています。ジェンダー平等プランは男女共同参画の考えと DV 防止法の考えが混ざっているものですが、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく市町村基本計画は、女性支援に特化したものとな

っています。計画自体は鎌倉市として策定していった方がいいと考えており、女性への支援について、体系的に鎌倉市がどうしていくのかということを対外的にも説明でき、それが回っていくよう女性支援に、効果を生むような体制を作っていきたいと考えています。どのように計画を策定していくかというところで現在悩んでおり、御意見をお願いします。資料3に記載があるように、1つ目の案は一体的策定ということで、ジェンダー平等プランと一体として策定をしていく案であり、神奈川県内の市町村はほぼ一体として策定すると聞いています。茅ヶ崎市ではジェンダー平等プランの位置付けということを整理していくときに、冒頭で困難な問題を抱える女性の支援に関する法律の計画を包含しているということを一文加え、それで一体的計画としています。一体的な計画のメリットとしては、個別計画として策定する場合と比較して事務負担が少ない、議論も一体的に進む、プランの進行管理も統合してできることがあげられます。デメリットとしては困難な問題を抱える女性支援の計画である側面がとて見えにくくなる点があげられます。また、鎌倉市でこれを一体的にやる場合には、令和9年度からのジェンダー平等プランの後期推進計画からとなりますが、そうはせず、例えば来年度検討して令和8年度からの後期推進計画のなかに具体的に女性支援の計画も入れていくという形も考えられます。

案2としては個別計画として設定する案です。近隣では藤沢だけがジェンダー平等プラン別冊という形で取り組んでいます。内容はほとんどイコールになっていますが、入り口が違うかたちとなり、そこだけ整理の仕方を分けて別冊として策定するようです。藤沢市の方では、将来的には統合していくかもしれないと説明されていましたが、こちらだと取組を体系的に可視化することができると考えられます。ただし、別の計画を策定することになるので、同じ取組内容を両方響き合うように文章を整理しながら作っていく必要があります。

ちなみに神奈川県としましては、もともとDVの計画と男女共同参画の計画録を分けて作っており、DVの計画と一体的に策定がされています。法律上の都道府県の位置付けがかなり違っているので、男女共同参画として都道府県がやらなければいけないこととDVとして都道府県がやらなくてははいけないことの性格が違うのでそれで整理しているところがあります。

委員長：ただいまの御説明について、御意見、御質問はありますか。

委員：法的にどちらかが良いという話ではなく、内容が取り組まれていればいい話だと思います。どちらがいいと明確に言えないが、それぞれのメリット、デメリットがあると思います。ただ、この法律自体が全く新しい取組なので、それならここに注目をして法律に基づく計画を立てましたよというのがいいのではないかと思います。藤沢市で今後内容が網羅できれば一体化するという話もあるとのことですが、それはそれで事務局の作業が大変というのもあります。作りこみとしては「再掲」とか記載個所を記載するのはできると思うので、折衷説みたいな形になりますが、そのような作り方はできるのかなと思います。明確な回答になってないですが。

委員：どちらでもいいかなとは思いました。ただ、最近ジェンダー平等と困難な女性が一体化した時にジェンダー平等＝女性支援がイコールにならないように名前とい

うか、見せ方は明確に分かれているといいと思います。ジェンダー平等は本当に男女関係なく社会の構成というところと、あと困難な女性の方は、女性が社会のいろんな面で困難を抱えるケースが多いので、そこをあえて出している法律だと思うので、県のように DV と困難な女性の部分があって、ジェンダー平等はジェンダー平等であるといいかなと思っていました。計画の中では一緒にして、わかりやすい形で記載したほうがいいかなと思いました。

事務局：ジェンダー平等というと女性支援から遠くなってしまうことも考えられますが、一体的に整理した場合でもジェンダー平等と女性の支援に関するプランとか、中に盛り込まれているものがきちんと見えるよう、表などできちんと法律の趣旨に基づいていることが説明されていて、法律に基づく取組はこれですということが説明されていけば一体的にできるかもしれないと事務局としても考えております。

委員長：今の委員の意見と同感で、男性被害者のための相談体制とかがあって、困難な状況にあるのは女性だけではないので、この女性の支援というところをタイトルとしてつけてしまうと、ジェンダー平等プランという最初のコンセプトは少しぼやけてしまい、その定義が今までよりいろんな解釈をもたらすことになることが懸念されます。でも、事務負担が少なくなることはとても大切なことだと思いますので、そこにも留意していただく形で、タイトルを同等なタイトルにしてしまうよりはやはりジェンダー平等プランが非常に大きなもので、その中に出てくるようなタイトルの方がいいのかなと考えています。

委員 タイトルで平等としてしまうよりは内部でセクション分けという形をとるのがいいと思ったのと、完全に分けてしまうと事務局負担が大変大きくなってしまうと思うので、そこは大事にしていただければと思いました。

委員長：この点に関してはよろしいでしょうか。以上で、本日の議題の審議については終了いたします。令和 6 年度鎌倉市男女共同参画推進委員会を終了いたします。ありがとうございました。